

剰余金の配当に関する基準日設定公告

2022年6月14日

株主及び登録株式質権者各位

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社光通信
代表取締役会長 重田 康光

当社は、2022年6月30日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当（第36期第1四半期末配当）の支払いを受けることができる権利者と定めましたので、公告いたします。

以上